別記様式第六号（第十二条関係）　（Ａ４）

登録抹消申請書

賃貸住宅管理業者登録規程第12条第１項第９号の規定により、下記のとおり届け出ます。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

申請者　住　所

氏　名　㊞

受付番号　＊

受付年月日　＊

届出時の登録番号　（　）

＊確認欄

届出の理由	
商号又は名称	
氏名（法人にあっては、代表者の氏名）	
主たる事務所の所在地	
申請事由の生じた日	
賃貸住宅管理業者と申請人との関係	

備考
申請者は、＊印の欄には記入しないこと。

○国土交通省告示第九百九十九号

賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第十六条の規定に基づき、賃貸住宅管理業務処理準則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

賃貸住宅管理業務処理準則

（業務処理の原則）

第一条　賃貸住宅管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

（証明書の携帯等）

第二条　賃貸住宅管理業者は、使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2　賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、賃借人等その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

（禁止行為）

第三条　賃貸住宅管理業者は、その業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一　賃借人等に対し、虚偽のことを告げ、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

二　賃貸人に対し、賃貸人から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（以下「管理受託契約」という。）及び賃貸住宅管理業者が賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

三　前各号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

（誇大広告の禁止等）

第四条　賃貸住宅管理業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、管理事務に要する費用その他の管理事務の内容及び自らを賃借人とする場合の賃貸借契約の内容について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。

（賃貸人に対する管理受託契約に関する重要事項の説明等）

第五条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは、その契約が成立するまでの間に、当該賃貸人に対して、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項に関し、少なくとも次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一　賃貸住宅管理業者の商号又は名称、登録番号及び登録年月日

二　管理事務の対象となる賃貸住宅の所在地に関する事項

三　管理事務の対象となる賃貸住宅の部分に関する事項

四　管理事務の内容及び実施方法（第十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）

五　管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

六　契約期間に関する事項

七　管理事務の再委託に関する事項

八　免責に関する事項

九　契約の更新に関する事項

十　契約の解除に関する事項

（賃貸人に対する管理受託契約の成立時の書面の交付）

第六条　賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結したときは、当該賃貸人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　賃貸住宅管理業者の商号又は名称

二　管理事務の対象となる賃貸住宅の部分